

奈良県調理師試験及び製菓衛生師試験委員規則を廃止する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第八十三号

奈良県調理師試験及び製菓衛生師試験委員規則を廃止する規則

奈良県調理師試験及び製菓衛生師試験委員規則（平成十年三月奈良県規則第五十号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。